

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

平成19年5月18日  
選管告示第4号

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に係る栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の施行については、この条例の施行に必要な事項として広域連合長が定める規則等の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。